



海上保安庁

JAPAN COAST GUARD

2024



愛します！守ります！ 日本の海



広大な海で四面を囲まれた海洋国家である我が国は、貿易や漁業により恵みを得る一方、海難や密輸・密航といった海上犯罪、そして領土や海洋資源の帰属について国家間の主権主張の場となるなど、海上においてさまざまな事案が発生しています。

海上保安庁は昭和23年5月に発足し、以来、国民が安心して海を利用し、さまざまな恩恵を享受できるよう関係国との連携・協力関係の強化を図りつつ、海上における犯罪の取締り、領海警備、海難救助、海洋環境保全、災害対応、海洋調査、船舶の航行安全等の活動に日夜従事しています。

※本図は未画定の海域における地理的中間線を含め、便宜上図示しています。



Contents

船艇・航空機	3
領海・EEZ を守る	7
治安の確保	9
生命を救う	11
青い海を守る	13
災害に備える	15
海を知る	17
海上交通の安全を守る	19
海をつなぐ	21
目指せ！海上保安官	
海上保安大学校	23
海上保安学校	25
海上保安学校門司分校	27
国家公務員総合職・一般職	28
さまざまなキャリアアップ	29
海上保安庁で活躍する女性、 ライフワークバランス、待遇	30
インフォメーション	31
海上保安庁の組織・体制	33

船舶・航空機

どんな荒波も越えていく

PLH型（ヘリコプター搭載型）巡視船ゆみはり

全長：140.0メートル

最大幅：16.5メートル

総トン数：6,000トン



PL型（3,500トン型）巡視船おおすみ

全長：120.0メートル

最大幅：14.0メートル

総トン数：3,500トン



PM型（500トン型）巡視船ちとせ

全長：72.0メートル

最大幅：10.0メートル

総トン数：650トン



PS型（180トン型）

巡視船かむい

全長：43.0メートル

最大幅：7.8メートル

総トン数：200トン



巡視船	146隻	測量船	15隻
PLH型	20隻	HL型	7隻
PL型	55隻	HS型	8隻
PM型	35隻	灯台見回り船	5隻
PS型	35隻	LM型	2隻
FL型	1隻	LS型	3隻
巡視艇	239隻	教育業務用船	3隻
PC型	70隻		
CL型	169隻		
特殊警備救難艇	67隻		
放射能調査艇	3隻		
警備艇	2隻		
監視取締艇	62隻		



※その他の巡視船艇はホームページをご覧ください
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/soubi-yosan/sentei/ship.html>



PC型(30メートル型) 巡視艇はやなみ
全長: 32.0メートル
最大幅: 6.5メートル
総トン数: 100トン



CL型(20メートル型) 巡視艇ゆめかぜ
全長: 20.0メートル
最大幅: 4.5メートル
総トン数: 26トン



船艇・ 航空機

MAJ ファルコン 2000
全長：20.23 メートル
全巾：21.38 メートル
全高：7.18 メートル



船だけじゃない 機動力を活かし空からも

シーガーディアン
全長：11.7 メートル
全巾：24.0 メートル



MH アグスタ 139
全長：16.65 メートル
全高：4.98 メートル





航空機(令和6年4月1日現在)

97機

飛行機	34機	ヘリコプター	60機
ガルフV	2機	スーパー・ピューマ	15機
ファルコン 2000	6機	225	
ポンバル 300	8機	スーパー・ピューマ	2機
サーブ 340	4機	332	
ビーチ 350	10機	アグスタ 139	21機
セスナ 172	4機	シコルスキー 76 C	2機
		シコルスキー 76 D	13機
		ベル 412	3機
		ベル 505	4機
無操縦者航空機(リース)		3機	
シーガーディアン		3機	

※その他の航空機はホームページをご覧ください
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/soubi-yosan/koukuuki/air.html>



MH スーパーピューマ 225
全長: 19.50 メートル
全高: 4.97 メートル



領海・EEZを守る

海上保安庁は、我が国周辺海域において、国際法や国内法に基づき、昼夜を問わず外国公船、外国海洋調査船による活動や、外国漁船による違法操業の監視などを実施しています。



24時間365日、冷静かつ毅然と対応



尖閣諸島周辺の接続水域では、ほぼ毎日、中国海警局に所属する船舶による活動が確認されており、領海侵入する事案も発生しています。近年では中国海警局に所属する船舶の大型化・武装化・増強も確認されており、尖閣諸島周辺海域をめぐる状況は一層厳しさを増しています。

領海・排他的経済水域(EEZ) における対応

我が国周辺海域では、尖閣諸島周辺海域における中国海警局に所属する船舶による活動のほか、外国海洋調査船による我が国の事前の同意を得ない調査活動、大和堆周辺海域などでの外国漁船による違法操業が後を絶ちません。

このような状況の中、我が国の領土・領海を断固として守り抜くという方針の下、今この瞬間も、冷静に、かつ、毅然として対応を続けています。

波濤を越える巡視船



外国海洋調査船（左）に中止要求を行う巡視船（右）

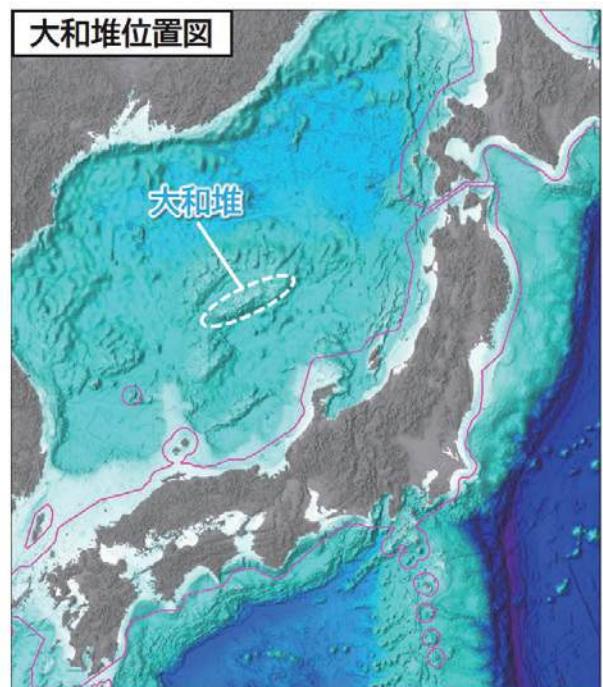


魚釣島と巡視船

大和堆周辺海域では、外国漁船による違法操業が確認されるなど、依然として予断を許さない状況が続いており、同海域で操業する日本漁船の安全確保を最優先とし、関係省庁と連携しつつ、これら外国漁船に対して退去警告を行うなど、厳正に対応しています。



大和堆位置図



治安の確保

四方を海に囲まれた我が国にとって、「海」は海上輸送の交通路であり、水産資源等を生み漁業等の活動の場となっているだけでなく、海を仕事場としない国民にとっても、マリンレジャーを楽しむ憩いの場として、昔から親しまれてきました。一方、我が国にとって「海」は国境でもあり、我が国の治安を脅かすテロや密輸・密航、漁業秩序を乱す密漁等、さまざまな犯罪行為が行われる場にもなります。海上保安庁は、海上で行われるこうしたさまざまな犯罪行為の未然防止や取締りに努め、安全で安心な日本の海の実現を目指します。



安全で安心な日本の海の実現を



テロ対策

巡視船艇・航空機による原子力発電所や石油コンビナート等の重要インフラ施設警戒のほか、旅客ターミナル、フェリー等のソフトターゲットにも重点を置いた警戒を行うとともに、水際における不審事案に対処するための訓練を実施



海賊護送訓練

海賊対処のためソマリア沖・アデン湾に派遣されている海上自衛隊の護衛艦に海上保安官を同乗させるほか、東南アジア海域などへ巡視船・航空機を派遣し、沿岸国海上保安機関と連携訓練や意見交換を行うなどの連携協力を実施



不審船対応訓練

不審船・工作船対策

不審船・工作船の活動に備え、巡視船艇・航空機による監視警戒を行っているほか、不審船・工作船対応を主目的とする各種訓練を実施するとともに、海上自衛隊との不審船対処に係る共同訓練を実施

さまざまな犯罪行為への対策・対応



テロ対策訓練



漂着木造船

漂流・漂着木造船等への対応

巡視船艇・航空機による巡視警戒、地元の自治体や関係機関との連絡体制の確保を徹底するとともに、漁船や地元住民からの不審事象の通報に関する働きかけを推進



外国漁船を停船させる巡視船

各種海上犯罪取締り

海難に直結する恐れのある船舶の無免許・無検査などの海事関係法令違反、悪質な密漁などの漁業関係法令違反、船内窃盗、傷害等の海上犯罪の取締りを実施



押収した麻薬

密輸・密航対策

洋上での積荷受渡し(瀬取り) や海上貨物等への隠匿による密輸、訪日クルーズ船や貨物船等を利用した密航の取締りを実施



「G7広島サミット」海上警備・警護

警備実施

臨海部で開催される国際会議・祭礼等の各種行事、外国艦船の我が国への寄港、核物質の海上輸送にあたり、不測の事態に備えた海上警備や天皇陛下・皇族方の警衛、国内外の要人の警護を実施

生命を救う



苦しい疲れたもうやめた
では人の命は救えない

海は、海上交通や漁業、マリンレジャーといった

さまざまな活動の場として利用され、

私たちにとって身近な存在ですが、

時に衝突・転覆などの船舶事故や

海浜事故などの海難が発生する危険な場所でもあります。

海上保安庁は、国民の皆様に海の危険性や

自己救命策の確保の必要性について周知・啓発活動を実施し、

いざ海難が発生した場合には、強い使命感のもと、

迅速な救助・救急活動を行い、

尊い人命を救うことに全力を尽くしています。

救助・救急体制



	潜水作業	降下・吊上げ救助	救急救命	火災・危険物・CBRNE ^{※1}	
特殊救難隊	高度な知識・技術を必要とする特殊海難における人命・財産の救助	潜水・60m ^{※2}	「リペリング降下」 (ロープを使って自力で降下)	救急救命士・ 救急員を配置	羽田特殊 救難基地 統括隊長2人 1隊6人×6隊 計38人
機動救難士	ヘリコプターと連携した吊上げ救助等迅速な人命救助	潜水・8m ^{※3}	「リペリング降下」 (ロープを使って自力で降下)	救急救命士・ 救急員を配置	10基地×9人 計90人
潜水士	潜水技術を必要とする海難における人命・財産の救助等	潜水・40m	「ホイスト降下」等 (ワインチを使って降下)	救急員を配置	全国の潜水指定船22隻 計121人

※1 CBRNE : Chemical (化学)、Biological (生物)、Radiological (放射性物質)、Nuclear (核)、Explosive (爆発物) に起因する事故・災害

※2 混合ガス潜水資機材を使用した場合に限り、深度60mまで潜水可能

※3 航空機の搭乗を考慮して、一定の制限を設けている。

海難情報の収集

海上保安庁は、海上における事件・事故の緊急通報用電話番号「118番」や「NET118」を運用するとともに、携帯電話からの「118番」通報の際に、音声とあわせて位置情報を受信することができる「緊急通報位置情報通知システム」を導入しています。

また、「海上における遭難及び安全に関する世界的な制度(GMDSS)」に基づき、24時間体制で海難情報の受付に対応しています。



海難発生から救助までの流れ(例)



NET118

聴覚や発話に障がいを持つ方を対象に、スマートフォンなどを使用した入力操作により、海上保安庁への緊急時の通報が可能になるサービスです。

本サービスは「事前登録制」です。右記の二次元コードを読み取るか、entry@net118.jpを直接あて先に入力し、空メール送信後、案内に従って登録してください。

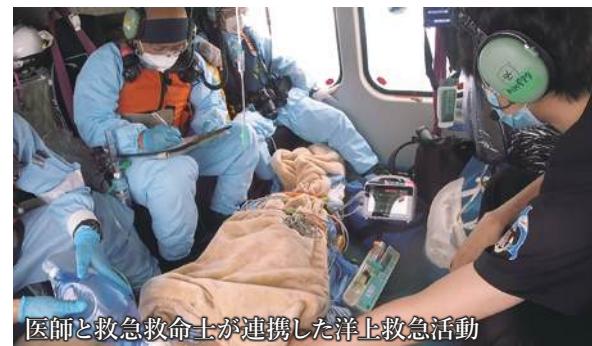


転覆船船内を
捜索する潜水士



洋上救急事業への協力

“海の救急医療”として、洋上の船舶内で傷病者が発生し、医師による緊急の加療が必要な場合に、医師・看護師が航空機・船舶を用いて現場に向かい、患者を引き取り、医師による応急治療を行いつつ、病院まで搬送する洋上救急事業を公益社団法人日本水難救済会が事業主体となって行っており、海上保安庁は、当該事業への協力のため、巡視船艇・航空機等を出動させています。



医師と救急救命士が連携した洋上救急活動

関係機関・民間救助組織との連携

我が国の広大な海で多くの命を守るために、特に沿岸域で発生する海難に対して迅速で円滑な救助体制が確保できるように、日頃から自衛隊・警察・消防等の関係機関や公益社団法人日本水難救済会・公益財団法人日本ライフセービング協会等の民間救助組織との情報共有・合同訓練等を通じ、緊密な連携・協力体制の充実に努めています。



自己救命策の確保の推進

海での痛ましい事故を起こさないために、自己救命策の確保について周知・啓発活動を実施しています。

<自己救命策3つの基本>

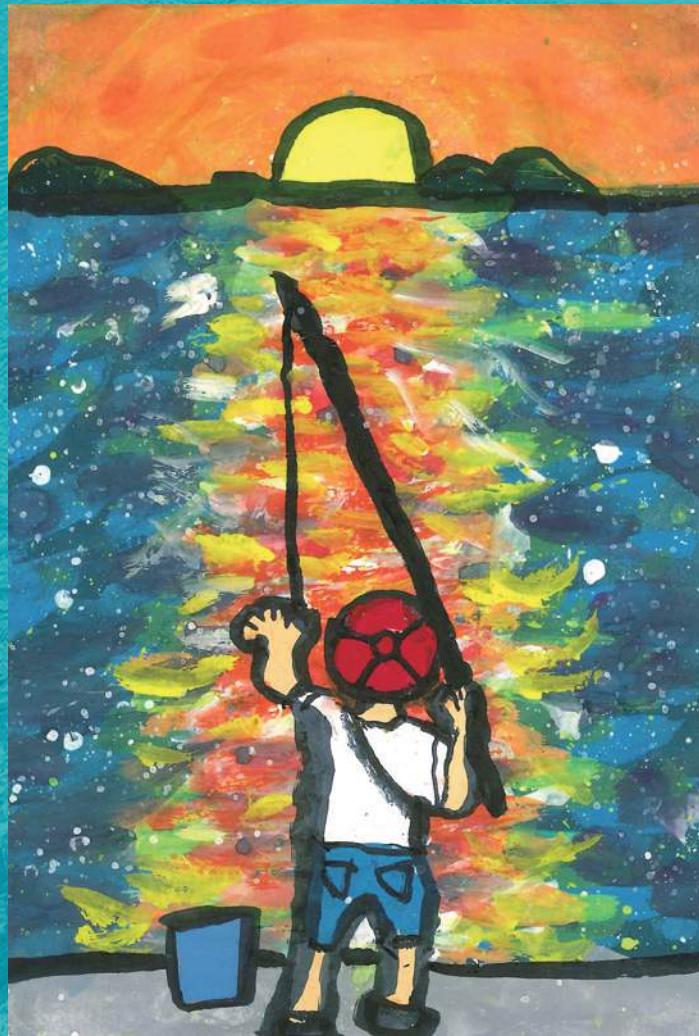
- ① ライフジャケットの常時着用
- ② 防水パック入り携帯電話等の連絡手段の確保
- ③ 118番・NET118の活用

なお、家族や友人・関係者に目的地や帰宅時間を伝えておくことも、有効な自己救命策の一つです。



青い海を 守る

特別賞（国土交通大臣賞）受賞作品

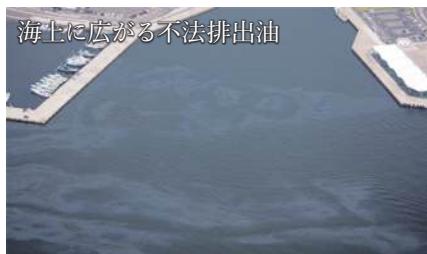


海洋環境保全対策

海上環境関係法令違反の監視・取締り、海洋環境の調査、海洋環境保全に関する指導・啓発活動など、海洋環境を保全するための総合的な取組を実施しています。

海上環境関係法令違反の取締り

船舶からの油などの不法排出、廃棄物・廃船の不法投棄、事業場からの汚水の不法排出に対し、巡視船艇・航空機、陸上からの監視・取締りを実施



海洋汚染の調査

海洋環境保全や放射能レベルの把握のため、海水及び海底堆積物中のさまざまな成分の調査を実施



指導・啓発

海事・漁業関係者等を対象とした海洋環境保全講習会、若年層を含む一般市民を対象とした海洋環境保全教室、地域の方々と連携した海浜清掃などのイベントを開催



美しい海を次世代へ 継承するためには

私たちの共通の財産である海を美しく保つため、海洋汚染の状況調査、海上環境関係法令違反の取締りを行うとともに、「未来に残そう青い海」をスローガンに、海洋環境保全に関する指導・啓発などに取り組んでいます。



海上保安庁長官賞
(小学生低学年の部)

未来に残そう青い海・ 海上保安庁図画コンクール

海上保安庁と公益財団法人海上保安協会が協力し、将来を担う子どもたちの海への関心を高め、海洋環境を守る心を育むことを目的として実施しています。



海上保安庁長官賞
(中学生の部)



海上保安庁長官賞
(小学生高学年の部)

図画コンクール募集要項等

<https://www.kaiho.milt.go.jp/mission/kankyou/kaiyoukankyou.html>

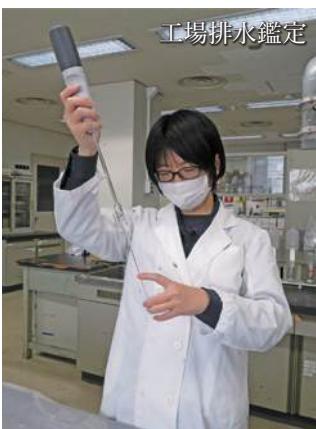


海上保安試験研究センター

全国の部署から送られてくる船舶から排出された疑いのある油、工場排水、船舶の塗膜片や転覆船の航海計器等、海上犯罪の証拠品の鑑定、分析を実施しています。

また、海没した電子機器の解析、薬物の分析や燃料油の鑑定手法に関する試験研究を行っています。

※海上保安試験研究センターは、立川広域防災基地（東京都立川市）の一角に立地しており、霞が関の海上保安庁庁舎が被災した場合などに海上保安庁災害活動拠点として機能します。

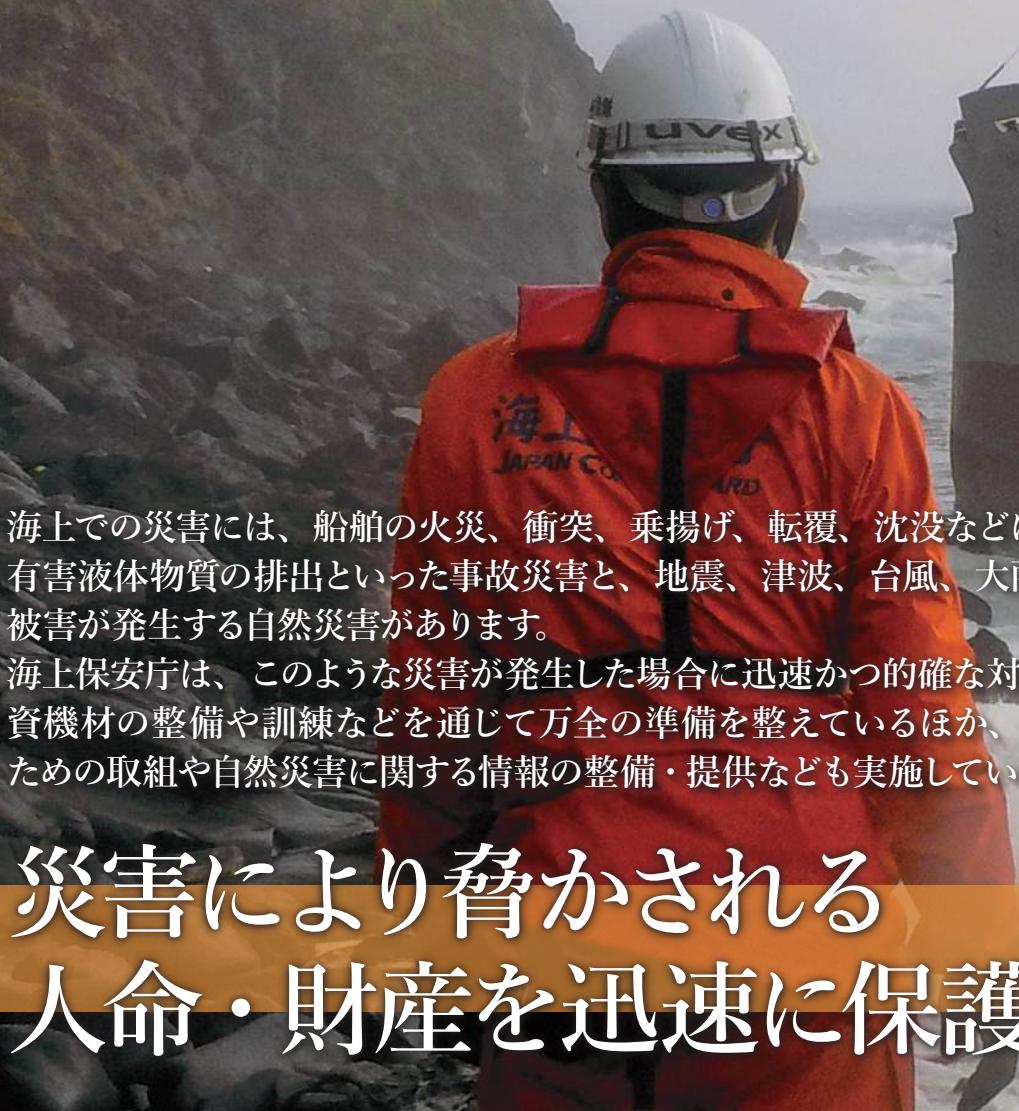


海上保安試験研究センター外観



海上保安試験研究センター航空写真

災害に備える



海上での災害には、船舶の火災、衝突、乗揚げ、転覆、沈没などに加え、それに伴う油や有害液体物質の排出といった事故災害と、地震、津波、台風、大雨、火山噴火などにより被害が発生する自然災害があります。

海上保安庁は、このような災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、資機材の整備や訓練などを通じて万全の準備を整えているほか、事故災害の未然防止のための取組や自然災害に関する情報の整備・提供なども実施しています。

災害により脅かされる 人命・財産を迅速に保護

事故災害対策

船舶の火災、衝突や沈没などの事故が発生し、それに伴って油や有害液体物質が海上に排出されると、自然環境や付近住民の生活に甚大な悪影響を及ぼします。

海上保安庁は、訪船指導や大型タンカーバースの点検等により事故災害の未然防止に取り組むとともに、消防機能を有する巡視船艇や防災資機材などを各地に配備し、常に出動できる体制を整えています。

また、平時から地方公共団体、一般財団法人海上災害防止センター及び国内外の関係機関と訓練や講習を行うなど連携・協力を強化し、海上防災体制の充実に努めています。



大規模流出油関連情報

海上へ油などの排出事故が発生した際、環境への影響を迅速に把握・評価し、被害を最小限とするために利用する情報を「沿岸海域環境保全情報」として整備しています。

整備した情報を油防除の関係機関、地方公共団体、民間団体などが活用できるよう、「シーズネット（CeisNet）」の名称で提供しています。



※CeisNetは現在、海しるの1つのテーマとして情報提供しています。

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/JODC/ceisnet/>



機動防除隊

機動防除隊は、海上に排出された油・有害液体物質の防除や海上火災の消火及び延焼の防止措置に関し、現場において指導・助言を行うとともに関係者間の調整を実施するほか、専門的な知識を要する場合は自らも防除措置を実施する海上防災に関するスペシャリストです。



乗揚げ海難に伴う沿岸部の調査

自然災害対策

地震、津波、台風、大雨、火山噴火などによる自然災害が発生した場合に、被災者の救出、被害状況の調査、人員・支援物資の緊急輸送などの災害応急活動を迅速かつ的確に実施するため、体制の整備や関係機関との連携強化などに努めています。

また、南海トラフや日本海溝において、地震の発生メカニズムを解明するため、海底の動きを測定する海底地殻変動観測を実施しています。

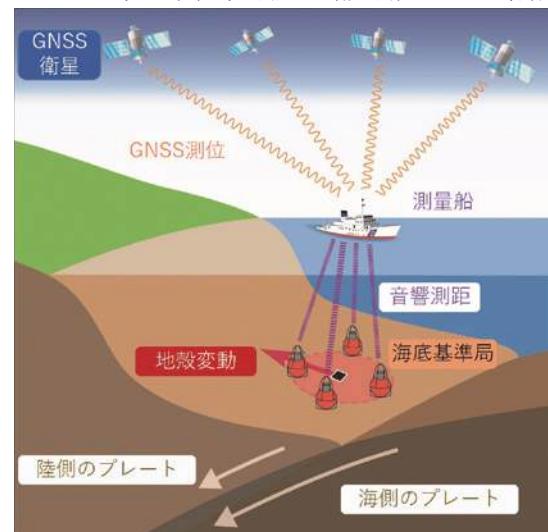
令和6年能登半島地震における物資輸送



給水支援活動



GNSS…GPS等の人工衛星から発射される信号を用いて地球上の位置等を測定する衛星測位システムの総称



海底地殻変動観測

海を知る

海洋に関する詳細な調査を実施することを通じて収集した情報を、適切に管理・提供することで、海洋権益の確保、海上交通の安全、海洋環境の保全や防災などさまざまな分野で役立てています。

広大な海の調査に全力を尽くし、未来に供する

海洋調査

▶航空機で調査

航空機からレーザー光を発射、海底からの反射光の往復時間により水深等を調査

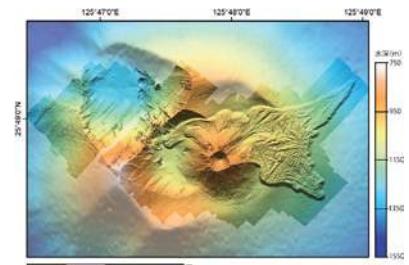


海洋調査

▶測量船等で調査

測量船やAUV（自律型潜水調査機器）から音波を発信、反射音の往復時間等により

海底地形、地殻構造、海底地殻変動や海の流れを観測



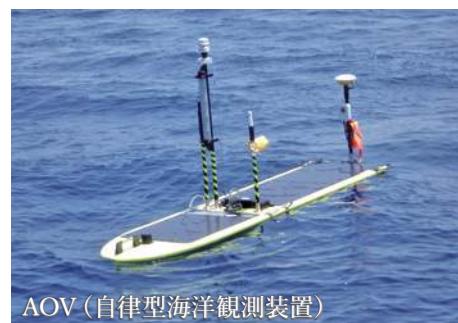
AUVが捉えた海底火山の地形

▶AOV（自律型海洋観測装置）で調査

波の力を推進力とし、太陽光だけで長期無人観測が可能なAOVにより、海潮流を含め、風・波高・水温等の海洋情報を収集してリアルタイムで公開

▶探水器・採泥器で調査

海水及び海底に堆積している砂や泥の採取を行い、高精度の化学分析を実施、それぞれに含まれる物質を調査



AOV（自律型海洋観測装置）



採泥



AOV投入作業



火山観測（硫黄島）

令和5年11月、硫黄島南岸沖において、噴火している新島を確認。航空機による観測を実施するとともに航行警報を発出し、付近航行船舶に注意を呼びかけている。



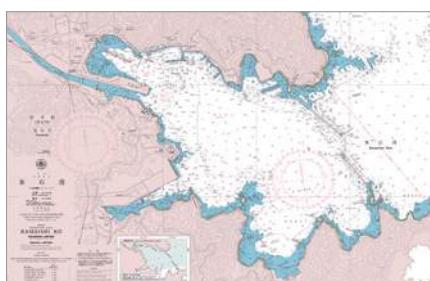
測量機

令和3年2月22日、仙台航空基地に中型飛行機MA871（測量機、あおばずく）が就役。水深が浅い海域を安全に効率よく調査する航空レーザー測量に特化した機体

情報提供

▶海図・水路書誌

海岸線や水深、潮流・潮汐などの調査結果をもとに、船舶の安全航行に不可欠な海図や水路書誌を作製し提供



紙海図



電子海図



水路書誌

▶水路通報・航行警報

海図などを最新の状態に維持するための情報として水路通報を、漂流物など緊急にお知らせするための情報として航行警報を提供

※インターネットで「ビジュアル情報」を提供

スマホ向けビジュアル情報ページ

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/vpage/mobile/visualpage.html>



航行警報

▶海洋情報のウェブサービス

海洋情報を集約・共有するためのウェブサービス「海しる」にて、海洋情報を提供。関係府省や政府関係機関が保有するさまざまな海洋情報を目的に応じて選択し、地図上に重ねて表示

海しる（海洋状況表示システム）
<https://www.msil.go.jp/>



海しる



海上交通の安全を守

我が国周辺海域では、毎年約1,900隻の船舶事故が発生しています。ひとたび船舶事故が発生すると、尊い人命や財産が失われるとともに、我が国の経済活動や海洋環境に多大な影響を及ぼすこともあります。

海上保安庁は、引き続き海上交通の安全を確保するため、さまざまな安全対策に取り組んでまいります。



日本の海に“安全”と“安心”を

さまざまな海域の安全対策

ふくそう海域

船舶がふくそうする東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海並びに港内では特別な交通ルールなどを定め、7つの海上交通センターなどにより船舶の安全な航行に必要な情報提供などを実施

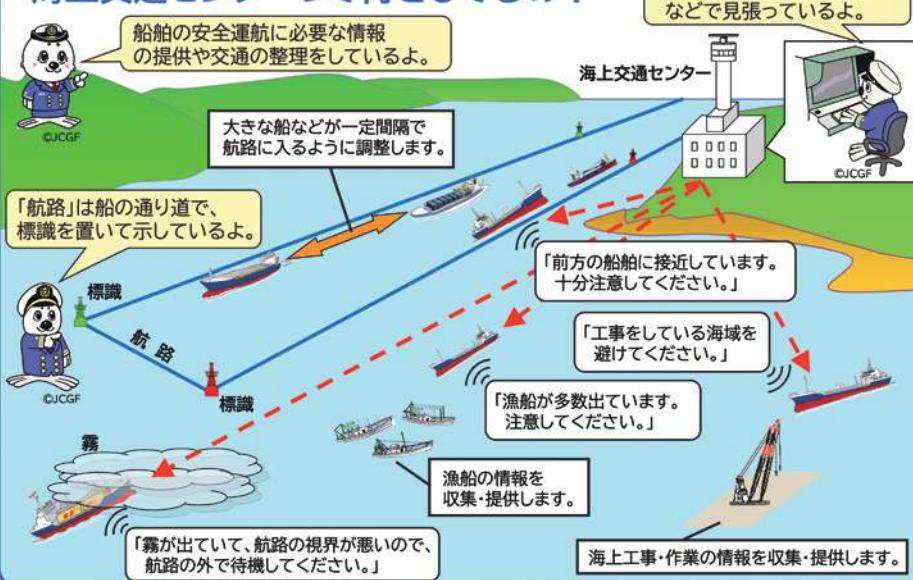
港内

港則法に基づき、全国87の港を「特定港」に指定。
港内の安全を確保するため、船舶の入出港状況の把握、危険物荷役の許可、停泊場所の指定などを実施

沿岸

AIS（船舶自動識別装置）を活用した航行支援システムを運用し、日本沿岸において乗揚げや走錨のおそれのある船舶に対して注意喚起や情報提供を実施

海上交通センターって何をしているの？

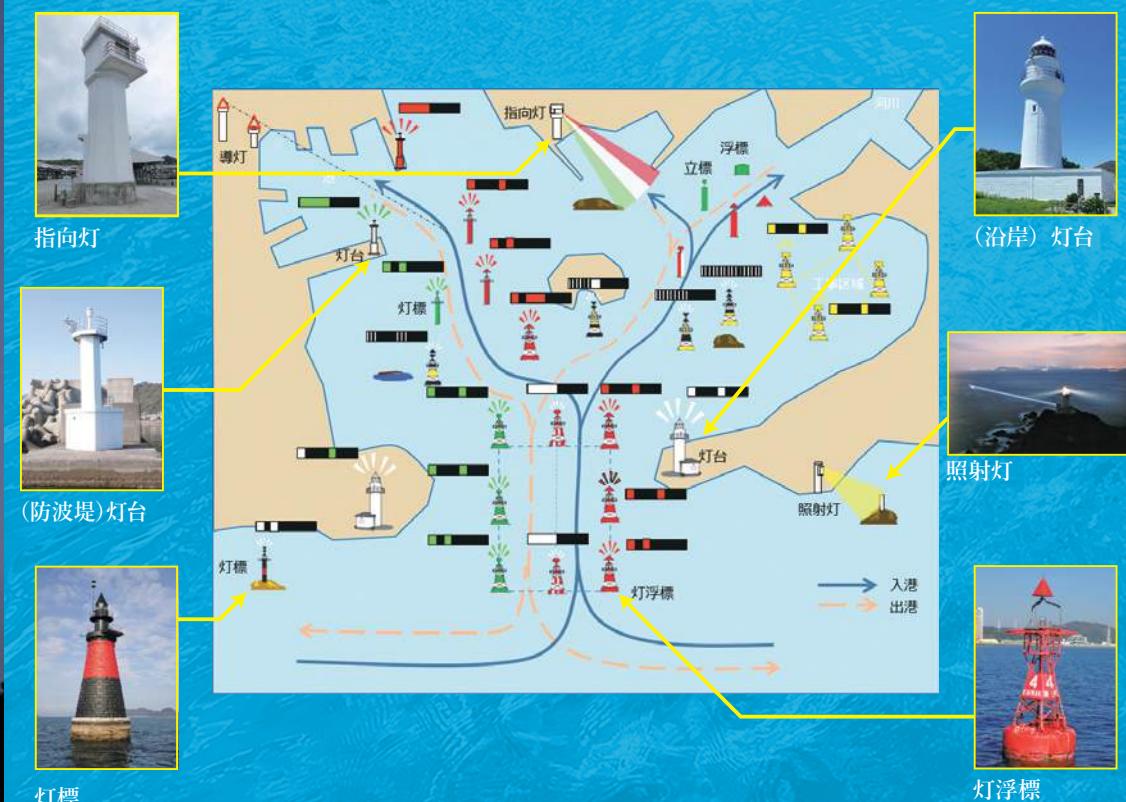




航路標識

航路標識は、岬の先端に立つ灯台、岩礁などの障害物の存在を知らせる灯標、航路の入り口を示す灯浮標等、その設置目的に応じて種類が異なります。

航海する船舶にとって航路標識は、自船の位置や障害物の位置を確認する際に必要不可欠なものであり、船舶交通の安全確保を図るため、重要な役割を果たしています。



150周年を迎えた潮岬灯台
(和歌山県)

マリンレジャーの安全対策

▶海難防止活動

海難を防止するため、訪船指導や関係機関・関係団体との合同パトロール、海難防止講習会、小中学生を対象とした海上安全教室、SNS等情報拡散効果の高い媒体を使用した安全情報の発信などの安全啓発活動を実施

▶情報提供

ウォーターセーフティガイド

水上オートバイ、ミニボート、カヌー等のアクティビティを誰もが安全に安心して楽しめるよう事故防止のための総合安全情報サイト「ウォーターセーフティガイド」を公開

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/>

海の安全情報

船舶運航者やマリンレジャー愛好者等の海域利用者に対して、ミサイル発射等の緊急情報、海上工事等の海上安全情報、気象庁が発表する気象警報・注意報、全国各地の灯台等で観測した気象現況（風向、風速、気圧及び波高）等の情報を「海の安全情報」として提供。また、希望する利用者に対し、気象警報・注意報等を電子メールで配信する緊急情報配信サービスを実施

<https://www7.kaiho.mlit.go.jp/micsmail/reg/broadband.html>

（スマートフォン・PC向け登録ページ）



訪船指導



海難防止講習会



海上安全教室

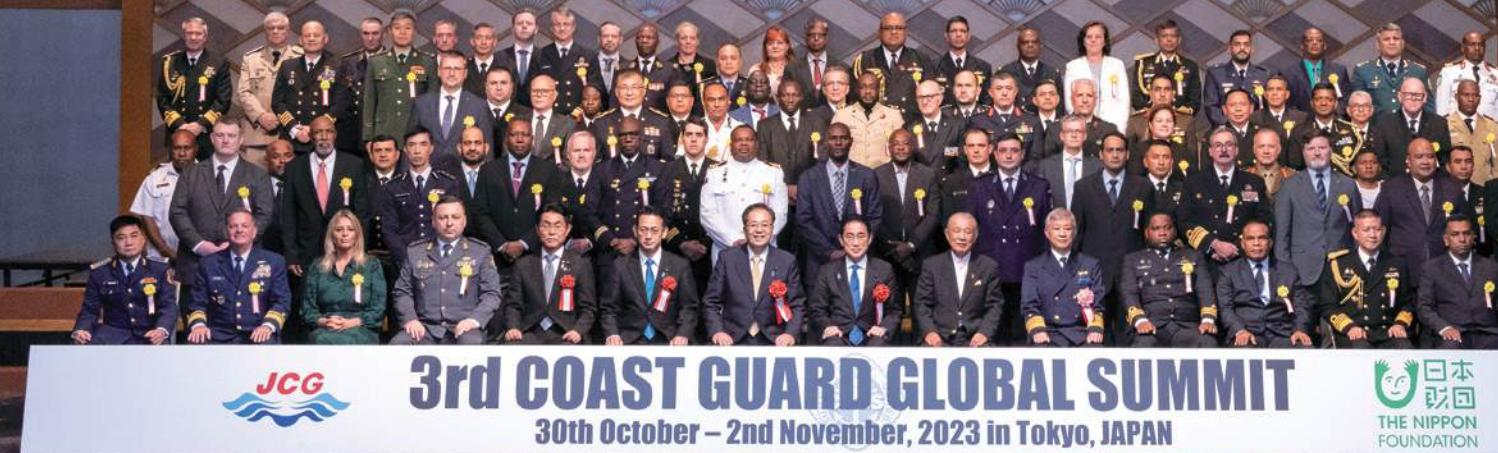


関係機関・関係団体との
合同パトロール

海をつなぐ

四方を海に囲まれる世界有数の海洋国家である我が国にとって、海でつながる諸外国と連携・協力を図り、海で発生するさまざまな問題を円滑に解決することは非常に重要です。

海上保安庁は、諸外国の海上保安機関との間で、多国間・二国間の枠組みを通じ、海賊、不審船、密輸・密航、海上災害、海洋環境保全といったあらゆる課題に取り組み、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化を図るとともに、シーレーン沿岸国の海上保安能力向上を支援するほか、国際機関と連携したさまざまな取組を行っています。



海の安全確保のために 世界の海上保安機関との連携・協力を

諸外国への海上保安能力向上支援

東南アジアをはじめとした周辺国に、海上保安庁 MCT (Mobile Cooperation Team)^(※) を派遣するなどして各国の海上保安能力向上を支援することで地域の人材育成に大きな役割を果たします。

※平成29年10月に発足した外国海上保安機関の能力向上支援専従部門



フィリピンへの能力向上支援



ジブチへの能力向上支援

国際機関との協調

海上保安庁は、業務を通じて得られた知識技能を生かし、さまざまな分野の国際機関の取組に参画しています。

国際海事機関 (IMO)

船舶の安全や海洋汚染などの海事問題に関する国際協力を促進するために設立された国連の専門機関

国際航路標識協会 (IALA)

世界の航路標識の改善や統一等により、船舶交通の安全で経済的かつ能率的な運航に寄与することを目的として設立された国際的な組織

国際水路機関 (IHO)

海図や水路測量等の国際基準の策定や国際協調を通じて、航海安全等に資することを目的として設立された国際機関

アジア海賊対策地域協力協定・情報共有センター (ReCAAP-ISC)

アジアの海賊・武装強盗問題に有効に対処するための地域協力を促進するための協定。この協定に基づき、シンガポールに情報共有センターを設立

海上保安政策プログラム

平成27年、アジア諸国の海上保安機関の相互理解の醸成と交流の促進により海洋の安全確保に向けた各国の連携協力、認識共有を図るため、「海上保安政策プログラム」を開講し、アジア諸国の海上保安機関職員を受け入れ、修士レベルの教育を行っています。



海上保安政策プログラム9期生による長官表敬

多国間での連携・協力

世界海上保安機関長官級会合 Coast Guard Global Summit (CGGS)

世界各国の海上保安機関等が、地域の枠組みを超え、法の支配に基づく海洋秩序の維持など基本的な価値観を共有し、力を結集して地球規模の課題に取り組むため、我が国が提唱により平成29年から実施



北太平洋海上保安フォーラム North Pacific Coast Guard Forum (NPCGF)

北太平洋地域の6カ国（日本、カナダ、中国、韓国、ロシア、米国）の海上保安機関が北太平洋の海上の安全・セキュリティの確保、海洋環境の保全などを目的として我が国が提唱により平成12年から実施



アジア海上保安機関長官級会合 Heads of Asian Coast Guard Agencies Meeting (HACGAM)

アジアでの海上保安業務に関する地域的な連携強化を図ることを目的として我が国が提唱により平成16年から実施



二国間での連携・協力

法の支配に基づく海洋秩序の維持・強化のため、関係国との覚書や協定に基づく二国間連携体制を構築しています。

►アメリカ

平成22年、人的交流や情報交換等に関する協力推進のため、米国沿岸警備隊と協力覚書を締結。令和4年、更なる連携・協力の強化のため、同覚書の付属文書に署名。この文書において両機関における共同の取組を「SAPPHIRE（サファイア）」と呼称するとともに、共同オペレーション、合同訓練、職員・学生の交流も推進



►オーストラリア

平成30年、海上保安に関する人材育成、情報交換などのため、オーストラリア国境警備隊と協力意図表明文書に署名。令和5年、一層の連携強化のため同文書に基づく協力覚書を署名



►韓国

平成11年から相互理解・業務協力を推進するため、定期的に長官級協議を実施しているほか、日韓合同捜索救助訓練を実施



►ベトナム

平成27年、ベトナム海上警察と協力覚書を締結。同年以降定期的な年次会合等を実施



►ロシア

平成12年、密輸・密航等の不法活動の取締り等に関する相互協力のため、ロシア連邦国境警備庁（現：ロシア連邦保安庁国境警備局）と協力覚書を締結



►フィリピン

平成29年、フィリピン沿岸警備隊と協力覚書を締結。令和5年、更なる連携・協力の強化のため、同覚書を改定し、付属文書に署名。定期的な会合や合同訓練等を実施



►インド

平成12年から、インド沿岸警備隊と定期的に長官級会合や連携訓練を実施。平成18年、連携・協力の強化のため、協力覚書を締結



►インドネシア

令和元年、インドネシア海上保安機構と協力覚書を締結。情報交換のほか、定期的な年次会合等を実施



その他にも、さまざまな国々と海上保安分野における連携・協力を推進しています。

海上保安大学校

(広島県呉市)



幹部海上保安官として
さまざまなフィールドで活躍

広範囲にわたる海上保安業務の責務を全うする資質を培い、将来に向かって絶えず向上伸展できる資質を養成するために、人格の陶冶とリーダーシップの涵養、高い教養と見識の修得、強靭な気力・体力の育成を教育方針として教育訓練を実施しています。

年間行事

4月	入学式
5月	遠洋航海出港式
6月	学生祭（海神祭）
7月	遠泳訓練 学生国際会議
8月	遠洋航海帰港式 帆走巡航 オープンキャンパス
11月	特別研究（卒業論文） 発表会
1月	耐寒訓練
3月	卒業式



海上保安大学校HP
<https://www.jcga.ac.jp>

幹部海上保安官になる2つの課程

幹部海上保安官として、複雑化・国際化している海上保安業務に対応するために必要な高度の専門能力を身に付けるとともに、各専攻に分かれ、国家資格（海技免状）を取得するために必要な海事系の専門的な知識を習得します。

本科



高校卒業程度の方が対象になる課程となります。入学後は、本科4年間、本科卒業後に専攻科6ヶ月間及び研修科（国際業務課程）3ヶ月間の計4年9ヶ月間の教育を受けることになります。

本科2学年の後半から航海、機関、情報通信の各専攻に分かれます。また、本科卒業と同時に学士「海上保安」の学位、大学院入学資格が取得できます。

さらに、専攻科では、世界を一周する遠洋航海を行い、国際感覚を養うとともに、研修科では、語学を中心とした国際業務対応能力や実践的な海上保安業務に関する知識を習得します。

初任科



大学卒業程度の方が対象になる課程となります。採用後は、初任科で1年間の教育を受け特修科（海上保安学校卒業後、現場経験を経て幹部職員となるための課程）に編入され、さらに1年間の教育を受けます。その後、本科卒業生と同様、専攻科6ヶ月間及び研修科（国際業務課程）3ヶ月間の計2年9ヶ月間の教育を受けます。

入学時に航海又は機関の各専攻に分かれます。

卒業後の進路

卒業後は、まず巡視船の初級幹部職員として配属され、海難救助、海上環境の保全、海上における治安の確保、海上交通の安全の確保等に従事します。その後、本庁、管区本部等の陸上勤務となり、海上保安行政の企画・立案あるいは各省庁等との協議、調整等を担い、船艇勤務、陸上勤務を交互に経験しながら、さまざまなキャリアを積み幹部職員となります。

また、希望と適性により、特殊救難隊、大学校教官、大使館・国際機関等の在外機関等の分野に進む機会もあり、海上保安業務の多方面で活躍することができます。

● キャリアアップモデルコース

海上保安大学校（本科）卒業生の進路

※ 一例であり、個人の能力、適性などによって異なります。



特修科（海上保安大学校（初任科）を含む）修了生の進路



受験資格

【本科】 2024（令和6）年4月1日において、高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して2年を経過していない者及び2025（令和7）年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

【初任科】 1994（平成6）年4月2日以降生まれの者で、大学（短期大学を除く。以下同じ）を卒業した者及び2025（令和7）年3月までに大学を卒業する見込みの者

募集人員

【本科】 約60名

【初任科】 約30名

受付期間（インターネット受付）

【本科】 8月22日（木）～9月4日（水）

【初任科】 2月22日（木）～3月25日（月）



海上保安官採用サイト

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/recruitment/>

試験日程

【本科】 第1次試験：10月26日（土）、10月27日（日）
第2次試験：12月13日（金）

【初任科】 第1次試験：5月26日（日）
第2次試験：7月9日（火）～7月17日（水）

給与

【本科】 月額 約16万円

【初任科】 月額 約19万円

期末／勤勉手当

年2回（6月、12月）

衣食住

全員が学生寮で生活。入学金・授業料・寮費は一切不要。
制服類・寝具は支給又は貸与

待遇

採用とともに国家公務員としての身分が付与され、国土交通省共済組合員としての各種社会保障を受けることができる。

海上保安学校

(京都府舞鶴市)

各分野のエキスパートとして
現場最前線で活躍

三方を舞鶴湾に囲まれた静かで美しい環境の中にある、
海上保安業務に必要な学術や技能を教授し、あわせて心身の鍛成を行い、
現場業務に即応できる海上保安官の育成を目的に設置された海上保安庁の教育機関です。
卒業後は巡視船艇等の乗組員などとして配属され、
能力や適性に応じ特殊任務を行うスペシャリストになる道もあります。

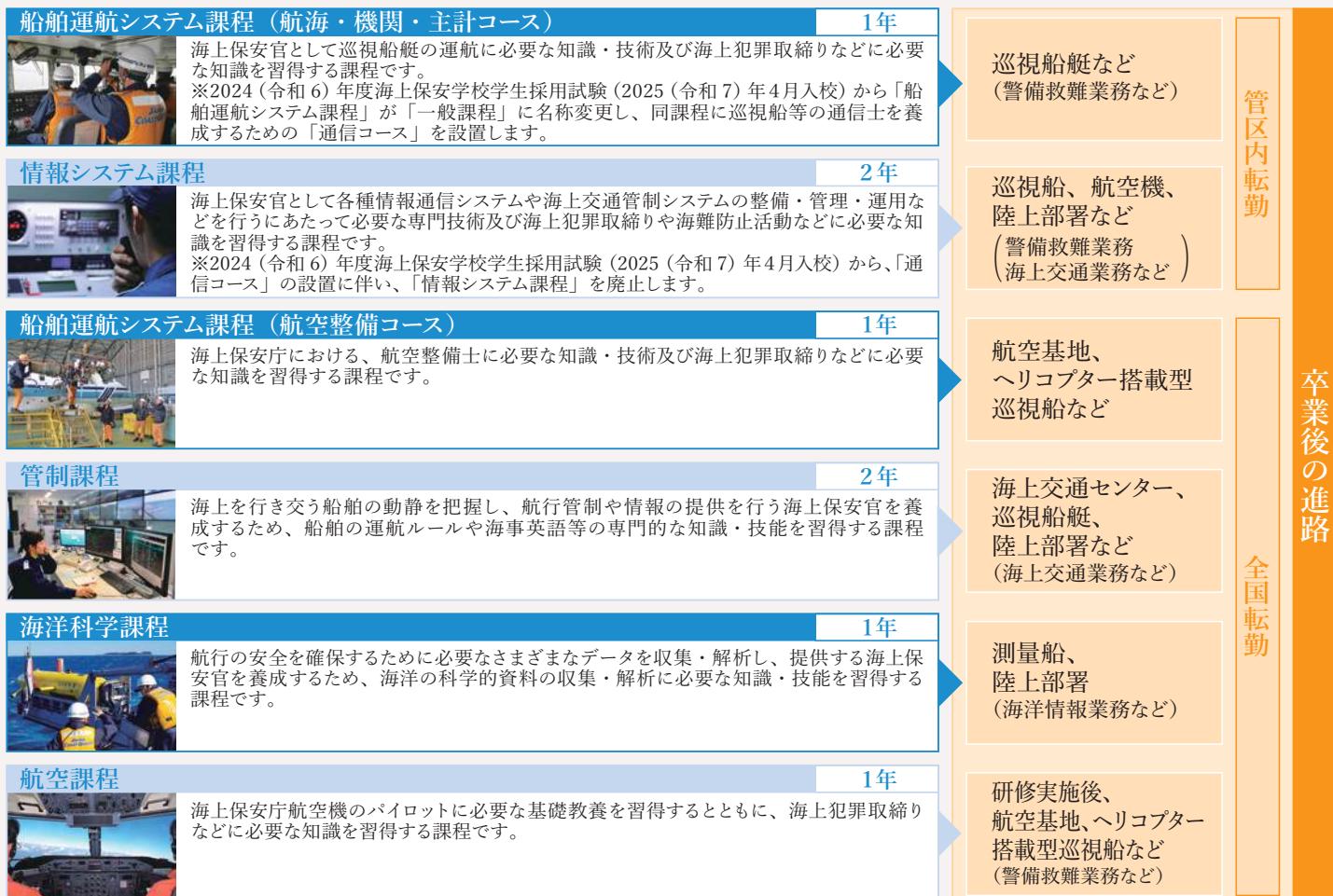
年間行事

4月	入学式
5月	行軍訓練
6月	基本動作競技会
7月	学生祭（五森祭） 遠泳訓練 オープンキャンパス
9月	卒業式
10月	入学式
11月	基本動作競技会
12月	早朝訓練
3月	卒業式



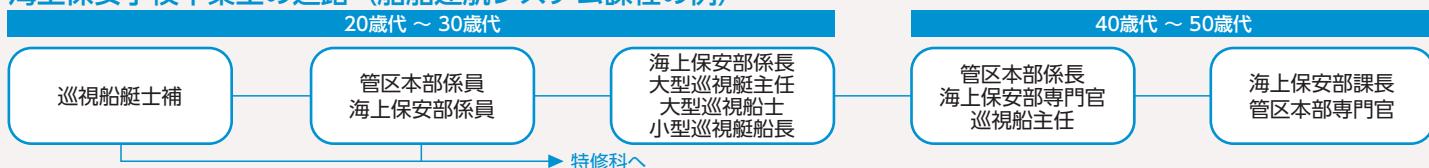
海上保安学校HP
<https://www.kaiho.milt.go.jp/school/>

エキスパートを養成する5つの課程



● キャリアアップモデルコース

海上保安学校卒業生の進路（船舶運航システム課程の例）



※ 一例であり、個人の能力、適性などによって異なります。

高校卒業後12年末満まで受験可能（10月入校は高校卒業後13年末満まで）……………

受験資格

【10月入校】 2024（令和6）年4月1日において、高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して13年を経過していない者及び2024（令和6）年9月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

【4月入校】 2024（令和6）年4月1日において、高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して12年を経過していない者及び2025（令和7）年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

募集人員（令和5年度の例）

【10月入校】 約240名

【4月入校】 ・一般課程 約245名

・管制課程 約20名

・海洋科学課程 約15名 ・航空課程 約20名

※2024（令和6）年度の募集人員は人事院が発表する受験案内をご確認ください。

受付期間（インターネット受付）

【10月入校】 2月22日（木）～3月11日（月）

【4月入校】 7月16日（火）～7月25日（木）

試験日程

【10月入校】 第1次試験：5月12日（日）

第2次試験：6月5日（水）～6月26日（水）

【4月入校】 第1次試験：9月22日（日）

第2次試験：10月15日（火）～10月24日（木）

第3次試験：11月30日（土）～12月10日（火）

※第3次試験は航空課程のみ

※10月入校は船舶運航システム課程のみ

給与

月額 約16万円

期末／勤勉手当

年2回（6月、12月）

衣食住

全員が学生寮で生活。入学金・授業料・寮費は一切不要。

制服類・寝具は支給又は貸与

待遇

採用とともに国家公務員としての身分が付与され、国土交通省共済組合員としての各種社会保障を受けることができる。

海上保安官採用サイト

<https://www.kaiho.milt.go.jp/recruitment/>



海上保安学校門司分校

(福岡県北九州市)

海上保安官として採用された有資格者が
即戦力として現場最前線で活躍

海上保安庁は、船舶、航空機及び無線通信の有資格者を対象に門司分校での採用を行っています。
門司分校は船舶、航空機や無線通信の有資格者を対象に、
約6ヵ月間、海上保安官として必要な基礎知識、
技能及び体力を鍛成するための初任者研修を行っています。
修了後は巡視船艇や航空機の乗組員などとして配属されます。



■海上保安庁船艇職員・無線従事者・航空機職員採用試験

- ・試験を受けられない者
採用日に61歳に達している者
- ・受験に必要な資格
海技士、無線従事者、航空従事者の資格

※採用試験の詳細は採用HPをご確認ください。

■給与

「一般職の職員の給与に関する法律」等の規定に基づき、採用前までの経歴に応じて給与が決定される。

■期末 / 勤勉手当

年2回(6月、12月)

■衣食住

全員が研修生寮で生活。入学金・授業料・寮費は一切不要。制服類・寝具は支給または貸与

■待遇

採用とともに国家公務員としての身分が付与され、国土交通省共済組合員としての各種社会保障を受けることができる。



海上保安学校門司分校 HP

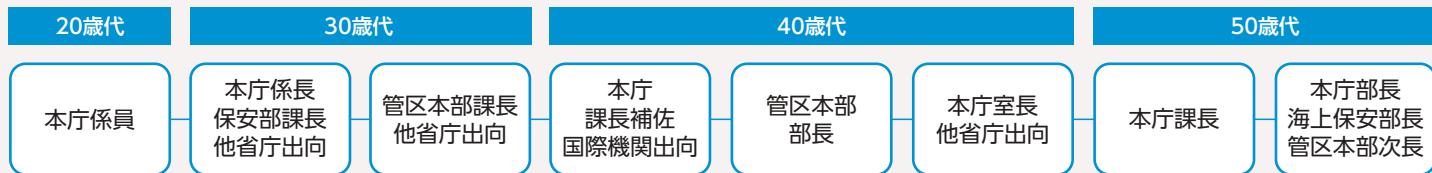
<https://www.kaiho.milt.go.jp/school/moji/index.html>

国家公務員総合職採用試験(技術系)

海上保安庁海洋情報部・交通部は、国家公務員総合職技術系職員を採用しています。総合職技術系職員は、政策の企画立案、技術開発・研究などの経験を積み、将来的には幹部職員として海上保安行政に携わります。

● キャリアアップモデルコース

※ 一例であり、個人の能力、適性などによって異なります。



■ 受験資格 (2024 (令和6) 年度)

国家公務員採用試験(総合職)

(院卒者試験) 1994(平成6)年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの

- (1) 大学院修士課程又は専門職大学院の課程を修了した者及び2025(令和7)年3月までに大学院修士課程又は専門職大学院の課程を修了する見込みの者
- (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

(大卒程度試験)

(1) 1994(平成6)年4月2日～2003(平成15)年4月1日生まれの者

(2) 2003(平成15)年4月2日以降生まれで

ア 大学(短期大学を除く。以下同じ。)を卒業した者及び2025(令和7)年3月までに大学を卒業する見込みの者

イ 人事院がアに掲げる者と同等の資格があると認める者

国家公務員一般職採用試験

海上保安庁は、国家公務員一般職員を採用しています。採用試験に合格後は、本庁及び管区海上保安本部等において、事務区分の場合は「総務・人事・福利厚生・会計部門」などの総務業務に、「技術区分」の場合は「情報通信、船舶等造修・保守、施設管理、航路標識整備部門」などの適性に応じた業務に携わります。

■ 受験資格 (2024 (令和6) 年度)

国家公務員採用試験(一般職(大卒程度))

(1) 1994(平成6)年4月2日～2003(平成15)年4月1日生まれの者

(2) 2003(平成15)年4月2日以降生まれで

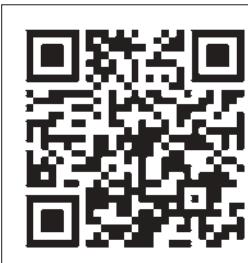
ア 大学卒の者及び2025(令和7)年3月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

イ 短大又は高専卒の者及び2025(令和7)年3月までに短大又は高専を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

国家公務員採用試験(一般職(高卒程度))

(1) 2024(令和6)年4月1日において高校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して2年を経過していない者及び2025(令和7)年3月までに高校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

(2) 人事院が(1)に掲げる者に準ずると認める者



◀海上保安官採用サイト

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/recruitment/>

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/recruitment/enter/admission/>

各採用試験情報▶



学生採用試験関係

(海上保安大学校・海上保安学校・海上保安学校(特別))

海上保安庁総務部教育訓練管理官付試験募集係

TEL : 03-3580-0936

国家公務員総合職 / 一般職採用・有資格者採用試験関係 (海上保安学校門司分校)

海上保安庁総務部人事課任用係

TEL : 03-3591-6361(内線 2540 ~ 2542)

さまざまなキャリアアップ

あらゆる分野のスペシャリストとして活躍

海上保安官はさまざまな経験を積みながら、自分の適性や希望に応じてキャリアアップを図ることができます。あらゆる分野のスペシャリストとして活躍する道があります。



特別警備隊



機動防除隊



機動救難士



特殊救難隊



船舶工務官



武器技術官



南極地域観測隊



国際捜査官



ソマリア周辺海域派遣捜査隊



試験研究官



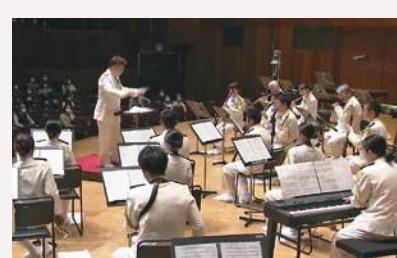
鑑識官



情報処理官



運用管制官



音楽隊



教育機関教官

海上保安庁で活躍する女性

女性職員の増加とともに、活躍の場も増えています。



巡回船航海士



航空整備士



海洋情報編集官

Life Work Balance 推進

海上保安庁は、「Work」の前に「Life」があるという考え方のもと、職員一人ひとりの「ライフワークバランス」を推進しています。



待遇

勤務時間・休暇

- 週休2日制となっています。
- 巡回船艇勤務の場合は不定休となっています。陸上勤務の場合は勤務先によりますが、基本的に土日・祝日が休日となります。緊急対応等のため休日中の出勤もありますが、この場合は代休又は手当が支給されます。
- その他の休暇制度として、年次休暇、特別休暇（結婚、不妊治療、出産、育児参加、子の看護、忌引、夏季休暇、ボランティア休暇など）、病気休暇（負傷、疾病による場合）、介護休暇があります。
- 職務内容によってはテレワークなど柔軟な働き方が可能です。

給与

海上保安官の給与（諸手当を含む）は、一般職の国家公務員の給与に関する法律等の法令の定めに従い支給されています。

例1)

保安学校卒（4/1入学時18歳）、大型巡回船の士補、25歳、独身の場合	約27万円
-------------------------------------	-------

例2)

保安大学校卒（4/1入学時18歳）、大型巡回船の主任、25歳、独身の場合	約29万円
--------------------------------------	-------

例3)

保安学校卒（4/1入学時18歳）、40歳、既婚、子供2人の場合	陸上勤務（海上保安部の係長） 約36万円	巡回艇船長 約39万円
---------------------------------	----------------------	-------------

例4)

保安大学校卒（4/1入学時18歳）、陸上勤務（海上保安部の課長）、40歳、既婚、子供2人の場合	約46万円
---	-------

※上記金額は月々の基本給与額であり、この他、期末・勤勉手当（ボーナス（4.50月／年））や、業務に応じ特殊勤務手当、勤務地によっては地域手当（0～20%）などさまざまな諸手当が支給されます。

福利厚生

<社会保障>

国土交通省共済組合員としての保険が適用され、各種社会保障も充実しています。

<公務員宿舎の貸与>

全国各地に国家公務員宿舎が設置されており、公務上必要な職員には、公務員宿舎が貸与されます。

<健康管理>

年1回以上の定期健康診断（又は人間ドック）を実施しており、病気の早期発見、早期治療に努め、職員の健康管理を行っています。万一、公務上の災害又は通勤による災害を受けたときには、国家公務員災害補償法に基づく補償を受けられます。

その他にも、国家公務員共済組合連合会等が経営する宿泊保養施設を利用することができますなど、貸付制度、給付制度などが整っており、福利厚生が充実しています。

<両立支援制度>

育児や介護を抱える職員が利用できる両立支援制度が充実しています。

（例：育児休業、介護休暇、超過勤務の免除、フレックスタイム制等）

Information

階級章 Rank Insignia



職員章



ひさし章



き章



表彰記念章

表彰記念章1号 	表彰記念章7号
海上保安勳功章受賞者 (海上保安庁長官表彰)	表彰状受賞者 (内閣総理大臣表彰)
表彰記念章2号 	表彰記念章8号
海上保安功績章受賞者 (海上保安庁長官表彰)	表彰状受賞団体 (内閣総理大臣表彰)
表彰記念章3号 	表彰記念章9号
海上保安発明考案章受賞者 (海上保安庁長官表彰)	表彰状受賞者 (国土交通大臣表彰)
表彰記念章4号 	表彰記念章10号
個人賞詞・賞状受賞者 (海上保安庁長官表彰)	表彰状受賞団体 (国土交通大臣表彰)
表彰記念章5号 	表彰記念章11号
表彰状受賞団体 (海上保安庁長官表彰)	表彰状受賞者 (国务大臣・人事院総裁表彰)
表彰記念章6号 	表彰記念章12号
賞詞・賞状受賞団体 (海上保安庁長官表彰)	表彰状受賞団体 (国务大臣・人事院総裁表彰)

国民とのふれあい

国民のみなさまに、海上保安庁への理解を深めていただくために、全国各地でのイベント開催や海上保安庁音楽隊の演奏会、YouTubeでの動画配信を実施しています。

その他、X(旧Twitter)、Instagramに訓練等の業務、安全啓発情報及びイベントの情報等をタイムリーに発信していますので、是非ご覧ください。

X(旧Twitter)



YouTube



Instagram



海上保安庁音楽隊演奏動画配信 (YouTube)



[演奏動画配信ページ](#)

資料館

海上保安資料館

現役を引退した巡視船艇、飛行機、ヘリコプターの写真、模型、業務紹介パネルなど約1,000点近い展示物のほか、九州南西海域工作船事件で銃撃を受けた巡視船「あまみ」の船橋前面を展示



場所	広島県呉市若葉町5-1 海上保安大学校内
公開時間	9:00～16:00 (完全予約制)
休館日	土曜日、日曜日、休日及び年末年始
利用料	無料
連絡先	海上保安大学校事務局総務課総務係 TEL:0823-21-4961

海上保安資料館横浜館

平成13年12月22日に発生した九州南西海域工作船事件で沈没した工作船船体、自動小銃、ロケットランチャーなどの武器類のほか、巡視船「あまみ」の船橋前面の約1/2模型、被弾した航海計器等を展示



場所	神奈川県横浜市中区新港1-2-1 赤レンガパーク隣
公開時間	10:00～17:00 (閉館30分前に受付終了)
休館日	毎週月曜日(休日の場合は翌平日)、年末年始
利用料	無料
連絡先	海上保安資料館横浜館 TEL:045-662-1185

海洋情報資料館

実物の測量機器や日本最初の海図、海外の古地図など歴史的に貴重な資料などを展示



場所	東京都江東区青海2-5-18 青海合同庁舎1F
公開時間	10:00～17:00 (12:00～13:00は閉館)
休館日	月曜日、火曜日、年末年始
利用料	無料
連絡先	海洋情報資料館 TEL:03-5500-7155

海上保安友の会

海を愛する方々が集い、海上保安庁の活動を正しく理解し、第一線で日夜業務に励んでいる海上保安官との交流と会員相互の親睦を図ろうと設立されたものです。興味のある方は最寄の管区海上保安本部総務課へお問い合わせください。ホームページ <http://bcl65093.la.coocan.jp/>



青い羽根募金

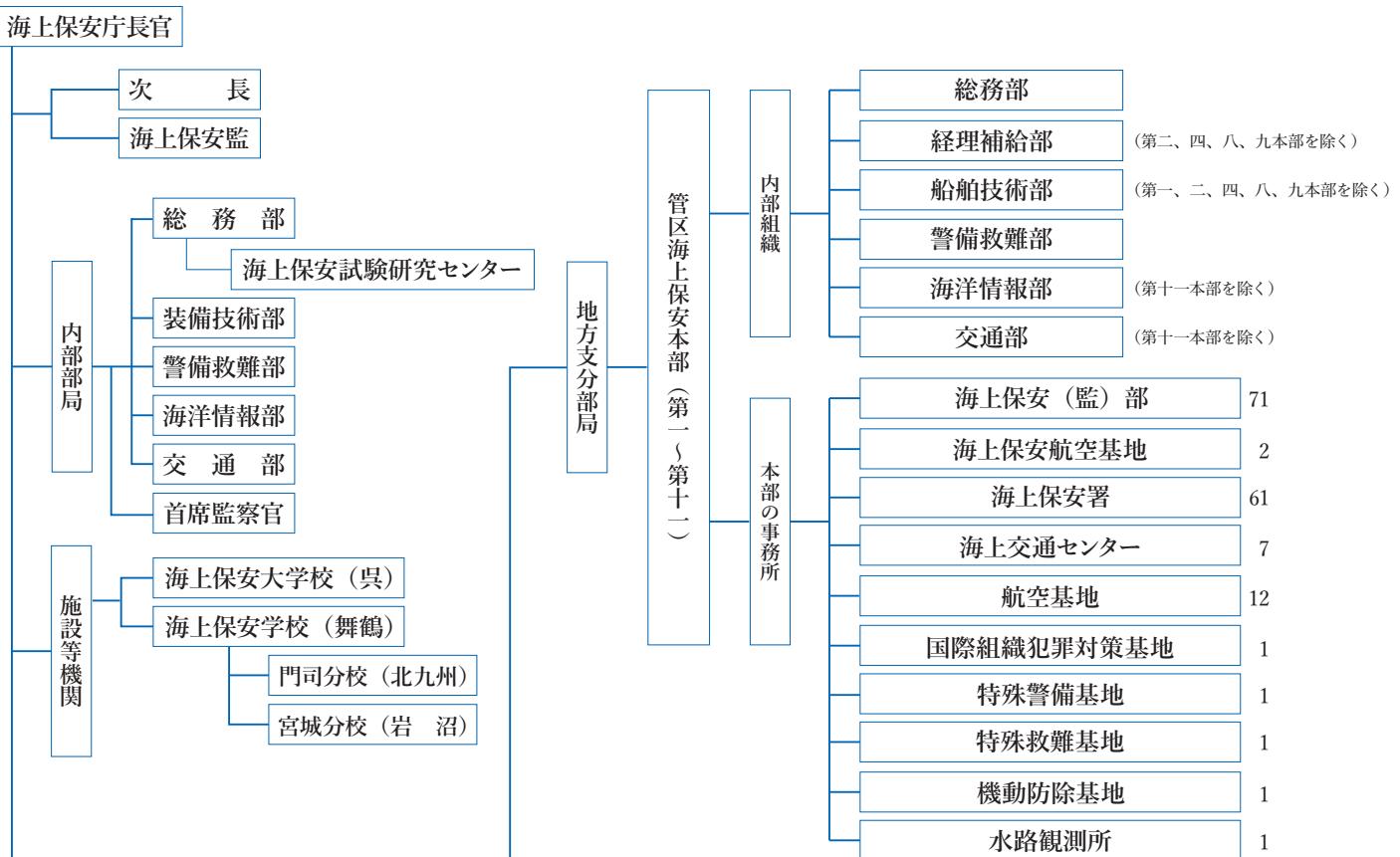
公益社団法人日本水難救済会が実施する「青い羽根募金」は、海で遭難された方々の救助をボランティアで行う救助員の活動を支えています。海上保安庁は、このような日本水難救済会の活動を支援しています。

【お問合せ先】公益社団法人日本水難救済会 電話 03-3222-8066 ホームページ <https://www.mrj.or.jp>



海上保安庁の組織・体制

組織(令和6年4月1日現在)



海上保安能力の強化

①新たな脅威に備えた高次的な尖閣領海警備能力

中国海警船の大型化・武装化や増強への対応に加え、中国海警船や大型中国漁船の大量来航など、あらゆる事態への対処を念頭に、これらに対応するための巡視船等の整備を進める。

②新技術等を活用した隙の無い広域海洋監視能力

無操縦者航空機と飛行機・ヘリコプターを効率的に活用した監視体制の構築や、次世代の衛星と人工知能(AI)等の新技術を活用した情報分析等による情報収集分析能力の強化を進める。

③大規模・重大事案同時発生に対応できる強靭な事案対処能力

原発等へのテロの脅威、多数の外国漁船による違法操業、住民避難を含む大規模災害等への対応等の重大事案への対応体制を強化するため、巡視船の機能強化や調査・研究を進める。

④戦略的な国内外の関係機関との連携・支援能力

警察、防衛省・自衛隊等の関係機関との情報共有・連携体制を一層強化する。また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、法とルールの支配に基づく海洋秩序維持の重要性を各海上保安機関との間で共有するとともに、外国海上保安機関等との連携・協力や諸外国への海上保安能力向上支援を一層推進する。

⑤海洋権益確保に資する優位性を持った海洋調査能力

他国による海洋境界等の主張に対し、我が国の立場を適切な形で主張するべく、測量船や測量機器等の整備や高機能化を進め、海洋調査や調査データの解析等を進める。

⑥強固な業務基盤能力

海上保安能力強化を着実に強化していくため、教育訓練施設の拡充等を進めるとともに、サイバーセキュリティ上の新たな脅威にも対応した情報通信システムの強靱化を進める。また、巡視船艇・航空機等の整備に伴って必要となる基地整備や、巡視船艇・航空機等の活動に必要な運航費の確保、老朽化した巡視船艇・航空機等の計画的な代替整備を進めるとともに、巡視船の長寿命化を推進する。

勢力(令和6年4月1日現在)

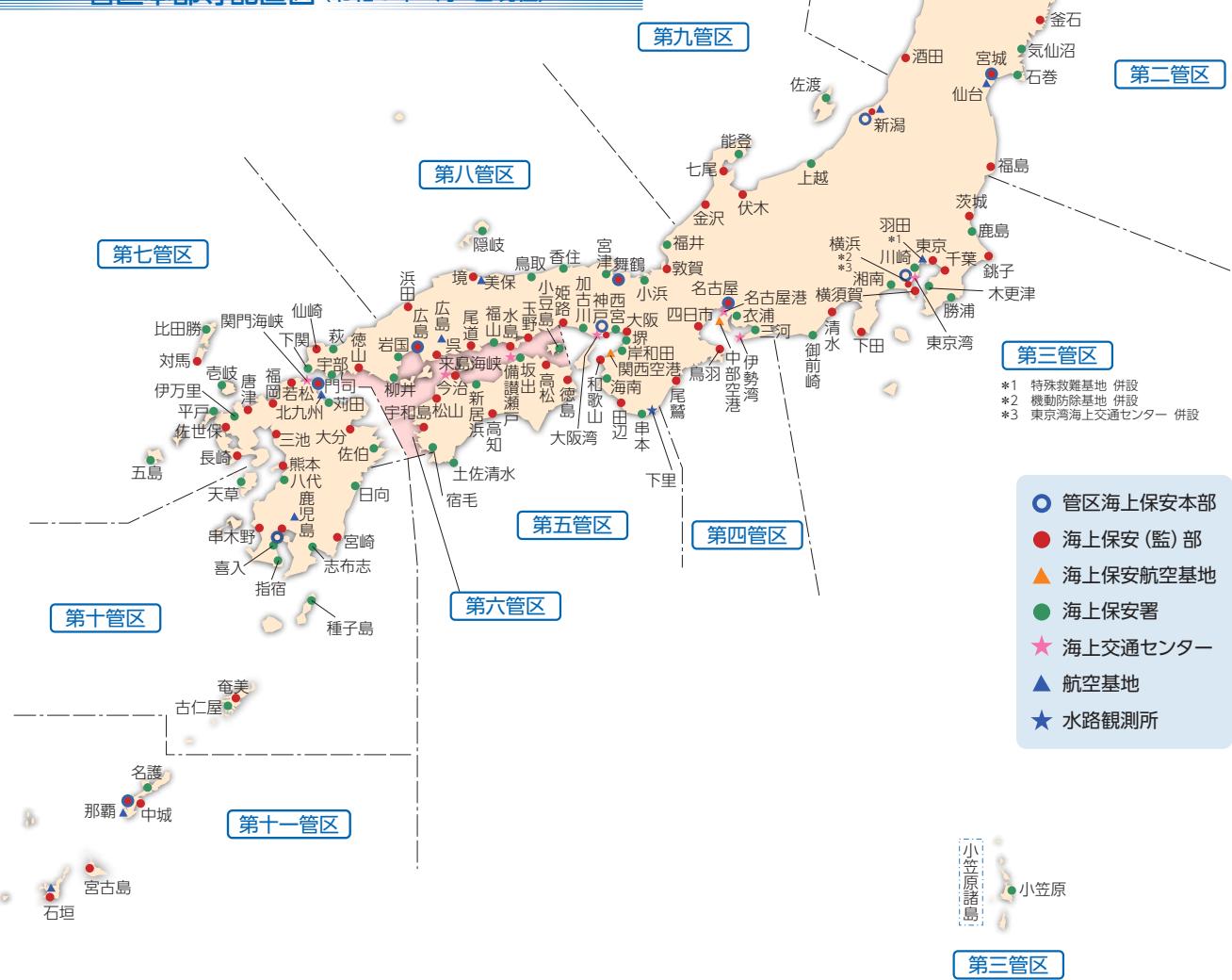
船艇 475隻	巡視船	146隻
	巡視艇	239隻
	特殊警備救難艇	67隻
	測量船	15隻
	灯台見回り船	5隻
	教育業務用船	3隻
航空機 97機	飛行機	34機
	ヘリコプター	60機
	無操縦者航空機(リース)	3機
航路標識 5,125基	灯台	3,105基
	灯浮標	1,163基
	その他の標識	857基

予算・定員

予算(令和6年度当初)	2,611億円
定員(令和6年度末)	14,788人



管区本部等配置図(令和6年4月1日現在)





■ 海上保安庁海洋情報部

〒100-8932 東京都千代田区霞が関3-1-1
TEL 03-3595-3601
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/>

■ 海上保安学校

〒737-8512 広島県呉市若葉町5-1
TEL 0823-21-4961
<https://www.jcga.ac.jp/>

■ 海上保安学校

〒625-8503 京都府舞鶴市字長浜2001
TEL 0773-62-3520
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/school/>

■ 海上保安学校 門司分校

〒801-0802 福岡県北九州市門司区白野江3-3-1
TEL 093-341-8131
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/school/moji/index.html>

■ 海上保安学校 宮城分校

〒989-2421 宮城県岩沼市下野郷字北長沼4
TEL 023-24-2338
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/school/miyagibranch/index.html>

■ 第一管区海上保安本部

〒047-8560 北海道小樽市港町5-2
TEL 0134-27-0118
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/01kanku/>

■ 第二管区海上保安本部

〒985-8507 宮城県塩釜市貞山通3-4-1
TEL 022-363-0111
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/02kanku/>

■ 第三管区海上保安本部

〒231-8818 神奈川県横浜市中区北仲通5-57
TEL 045-211-1118
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/>

■ 第四管区海上保安本部

〒455-8528 愛知県名古屋市港区入船2-3-12
TEL 052-661-1611
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/04kanku/>

■ 第五管区海上保安本部

〒650-8551 兵庫県神戸市中央区波止場町1-1
TEL 078-391-6551
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/>

■ 第六管区海上保安本部

〒734-8560 広島県広島市南区宇品海岸3-10-17
TEL 082-251-5111
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/>

■ 第七管区海上保安本部

〒801-8507 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10
TEL 093-321-2931
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/>

■ 第八管区海上保安本部

〒624-8686 京都府舞鶴市字下福井901
TEL 0773-76-4100
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/08kanku/>

■ 第九管区海上保安本部

〒950-8543 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1
TEL 025-285-0118
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/09kanku/>

■ 第十管区海上保安本部

〒890-8510 鹿児島県鹿児島市東郡元町4-1
TEL 099-250-9800
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/10kanku/>

■ 第十一管区海上保安本部

〒900-8547 沖縄県那覇市港町2-11-1
TEL 098-867-0118
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/11kanku/>



海上保安レポート

海上保安業務に関する年次報告書。
毎年5月発刊



かいほジャーナル

海上保安庁の広報誌。
全国の海上保安部署にて配布



海上保安庁
X(旧Twitter)



海上保安庁
Instagram



海上保安庁
YouTube

